

5月定例教育委員会

参考資料

(令和8年5月19日)

議案

- 第 3号 丹波篠山市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課)・・・1頁
- 第 4号 学校運営協議会委員の任命について (教育研究所)・・・3頁
- 第 5号 丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について
(社会教育課)・・・6頁
- 第 6号 丹波篠山市図書館協議会委員の委嘱について (中央図書館)・・・17頁

報告事項

- 3 令和9年度使用教科用図書採択事務日程予定について (教育総務課)・・・21頁
- 4 丹波篠山市結核対策委員会委員の委嘱について (教育総務課)・・・32頁
- 7 丹波篠山市学校評議員及び丹波篠山市認定こども園評議員の委嘱について
(保育教育課)・・・33頁
- 8 丹波篠山市脊椎動物化石保護・活用委員会委員の委嘱について
(文化財課)・・・36頁
- 9 丹波篠山市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
(中央図書館)・・・42頁

○丹波篠山市教育支援委員会条例

平成11年4月1日

条例第78号

改正 平成27年3月30日条例第20号

(設置)

第1条 心身に障害及び発達障害がある幼児、児童及び生徒並びにその傾向が認められる幼児、児童及び生徒（以下「特別な支援を必要とする幼児児童生徒」という。）の適切な教育環境を確保するため、丹波篠山市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、就学及び就学後の一貫した教育支援について助言を行うため、必要な調査、教育相談、審査及び判定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師 3人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 学校教育関係の職員 8人以内
- (4) 児童福祉関係の職員 3人以内
- (5) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒保護者代表 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くこと

ができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成11年篠山市条例第46号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○丹波篠山市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成29年3月22日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校園運営に関して丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに校長及び園長（以下「校園長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校園運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校園と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校園運営の改善や園児児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨に基づき、その所管に属する学校園（丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）に規定する認定こども園を含む。以下同じ。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、二以上の学校園の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校園について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校園（以下「対象学校園」という。）を明示し、当該対象学校園に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校園の校園長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

(学校園運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校園の校園長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育・保育目標及び学校園経営方針に関すること。

(2) 教育・保育課程編成の基本方針に関すること。

(3) 学校園予算の編成及び執行に関すること。

(4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校園の校園長は、前項において承認された基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校園運営を行うものとする。

(学校園運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校園の運営全般について、教育委員会又は校園長に対して、意見を述べることができる。

(住民参画の促進等)

第6条 協議会は、当該対象学校園の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから校園長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校園の校園長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
(守秘義務等)

第8条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号にあげる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校園の運営に支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 第7条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(報償)

第10条 委員の報償は、別に定める。
(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校園長の推薦により協議会が選任する。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、対象学校園の校園長と協議の上、会議を招集し、議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第12条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 3 会長は、会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第13条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は協議会の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は、対象学校園内に置き、庶務は、対象学校園において処理する。

2 対象学校園の校園長は、協議会が開催されたときは、速やかにその報告書を教育委員会に提出する。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校園の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じることができる。

- (1) 協議会としての実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) その他対象学校園の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があった場合。
- (2) 職務上の義務違反があった場合。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○社会教育法（部分抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○丹波篠山市社会教育委員に関する条例

平成11年4月1日

条例第83号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成26年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第2条 丹波篠山市教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、11人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、丹波篠山市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成26年3月26日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○丹波篠山市社会教育委員会議規則

平成11年4月1日

教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市社会教育委員会に関する条例（平成11年篠山市条例第83号）の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）には委員の互選による議長、副議長1人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第6条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

○丹波篠山市公民館条例

平成11年4月1日

条例第84号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成14年3月27日条例第21号

平成14年7月3日条例第30号

平成14年12月27日条例第46号

平成15年3月14日条例第18号

平成16年3月25日条例第21号

平成20年12月24日条例第47号

平成21年2月20日条例第2号

平成24年3月16日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、丹波篠山市立公民館の設置、管理及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第20条の規定に基づき設置する公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 公民館に館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第4条 法第29条第1項の規定に基づき第2条に規定する丹波篠山市立中央公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員の定数等)

第5条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 審議会の委員は、11人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員に特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であっても解嘱することができる。

(使用の許可)

第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないことができる。

- (1) 法第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号）により、使用料を納付しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(特別の設備)

第11条 使用者が公民館に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、公民館の使用を終わったとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用后直ちに原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止させられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の使用に際し、公民館の施設、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない理由によるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の篠山町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和50年篠山町条例第74号）、公民館設置に関する条例（昭和42年西紀町条例第13号）、西紀町中央公民館使用料条例（昭和47年西紀町条例第2号）、丹南町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和49年丹南町条例第33号）又は今田町公民館設置管理条例（昭和52年今田町条例第24号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成14年3月27日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月3日条例第30号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第21号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第47号）

改正 平成21年2月20日条例第2号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の篠山市公民館条例の規定によりなされた篠山市立西紀公民館に係る使用の許可その他の行為は、篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例（平成11年篠山市条例第111号）の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月20日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		位置
丹波篠山市立中央公民館		丹波篠山市網掛429番地（四季の森生涯学習センター内）
分館	丹波篠山市立城東公民館	丹波篠山市日置385番地1

○丹波篠山市公民館条例施行規則

平成11年4月1日

教委規則第17号

改正 平成14年9月10日教委規則第7号

平成18年2月8日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公民館条例(平成11年篠山市条例第84号。以下「条例」という。)の規定に基づき、丹波篠山市立公民館(以下「公民館」という。)の運営及び管理に関する基本的事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 公民館には、条例の定めるところにより、館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

2 館長は、教育委員会が定める社会教育方針に基づき所属職員を指揮して館務を執行する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 主事等の職員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

5 館長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代行する。

(事業)

第3条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的達成するために、おおむね次の事業を行う。ただし、法令によって禁じられたものは、この限りでない。

(1) 青年学級を実施すること。

(2) 定期講座を開設すること。

(3) 討論会、講習会、講演会、展示会等を開催すること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6) 施設等を住民の集会、地域振興及び生活改善その他公共的利用に供すること。

(対象区域)

第4条 公民館の事業対象区域は、主としてその公民館所在の区域とする。

(事業計画)

第5条 館長は、毎年4月中に当該年度の公民館の事業計画書を公民館運営審議会の審議を経て教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

第6条 館長は、毎年4月中に前年度における事業の実施状況を、教育委員会及び公民館運営審議会に報告しなければならない。

(施設の管理)

第7条 館長は教育委員会の命を受けて、公民館の施設(設備及び備品を含む)。

以下「施設」という。)を管理する。

2 館長は、施設を住民の利用に供するため、常に整備しておかなければならない。

(施設の使用)

第8条 施設は、主として対象区域に居住する者をもって組織する団体、機関が社会教育的な集会を催すとき、又は館長が認めた場合使用することができる。

(使用の申請及び許可)

第9条 施設を使用しようとする者は、使用日前に丹波篠山市立公民館使用(変更)許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用の許可をしたときは、丹波篠山市立公民館使用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前2項のほか、使用の手続きについての必要な事項は、別に要綱で定める。

(使用時間)

第10条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、これを伸縮することができる。

(休館日)

第11条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 12月28日から翌年1月4日まで

(2) その他館長が管理上必要と認めた日

2 館長は、館務の都合により前項の休館日を平日と振替えることができる。この場合あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第12条 館長は、館務の都合により休日の勤務を命じ、又は正規の勤務時間の限度において適宜にその時間を変更することができる。

(備付簿冊)

第13条 公民館には、次の簿冊を備え付けなければならない。

(1) 出勤簿(遅刻、早退簿を含む。)

(2) 休暇簿

(3) 旅行命令簿

(4) 時間外勤務命令簿

(5) 文書收受発送送達簿

(6) 備品受払簿

(7) 例規集

(8) 業務日誌

(9) 運営審議会記録

(10) 公民館沿革史

(承認)

第14条 館長は、次の各号に掲げる事項を行う場合教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 館長の休暇、欠勤、出張
- (2) 職員が引き続き6日以上の休暇、欠勤、出張
- (3) 部外に対する重要な資料の提供

2 この規則に定める事項であっても異例若しくは疑義があり、又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認又は指示を受けるものとする。

(報告)

第15条 館長は、次の各号に掲げる事項が発生した場合、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 職員に死亡、負傷、失そうその他の事故があったとき。
- (2) 施設に火災、風水害、盗難その他事故があったとき。
- (3) その他重要な事項があったとき。

2 前項のほか、報告について必要な事項は、教育長が定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営管理について必要な事項は、公民館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の公民館の運営及び管理に関する規則（昭和51年篠山町教育委員会規則第3号）、公民館の運営及び管理に関する規則（昭和49年西紀町規則第8号）、公民館の運営及び管理に関する規則（昭和49年西紀、丹南町教育委員会規則第8号）又は今田町中央公民館管理規則（昭和52年今田町教育委員会規則第1号）、今田町中央公民館使用規則（昭和52年今田町教育委員会規則第2号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成14年9月10日教委規則第7号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月8日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(様式 略)

○丹波篠山市公民館運営審議会規則

平成11年4月1日

教委規則第18号

改正 平成12年3月28日教委規則第3号

平成24年3月28日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公民館条例（平成11年篠山市条例第84号）に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審議会は、公民館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、公民館事業の企画及びその実施について調査審議する。

(役員)

第3条 審議会に次の役員を置く。

(1) 議長 1人

(2) 副議長 1人

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、審議会の会議を主宰する。

4 副議長は議長を助け、議長に事故があるときはその職務を代行する。

5 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第4条 審議会は、連絡等にあたる館長が招集する。

2 審議会は、年3回定例に開催するものとする。ただし、必要により随時開催することができる。

(会議の成立)

第5条 審議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の事案について再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

(議決)

第6条 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 審議会の会議の次第及び出席委員の氏名は、会議録に記載しなければならない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○図書館法【抜粋】

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

○丹波篠山市図書館条例

平成14年10月15日

条例第39号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集、整理及び保存して市民等の利用に供し、その生涯学習、調査研究及び文化的発展等に資することを目的とし、丹波篠山市立中央図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波篠山市立中央図書館	丹波篠山市西吹88番地1

(業務)

第3条 図書館は、法第3条に掲げる事項のほか、図書館の目的を達成するために必要な業務を行う。

(職員)

第4条 図書館に、館長、専門的職員、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館に、法第14条の規定により、丹波篠山市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定数等)

第6条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 協議会の委員の定数は、7人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(篠山市立本郷図書館条例の廃止)

2 篠山市立本郷図書館条例(平成11年篠山市条例第86号)は、廃止する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年3月12日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月13日条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(篠山市林業後継者活動活性化施設条例の廃止)
- 2 篠山市林業後継者活動活性化施設条例(平成11年篠山市条例第169号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりした許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

(篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年3月16日条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○丹波篠山市図書館協議会規則

平成14年12月10日

教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市図書館条例第5条に規定する丹波篠山市図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、成立しない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は会長が特に必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、丹波篠山市立中央図書館において行う。

(委任)

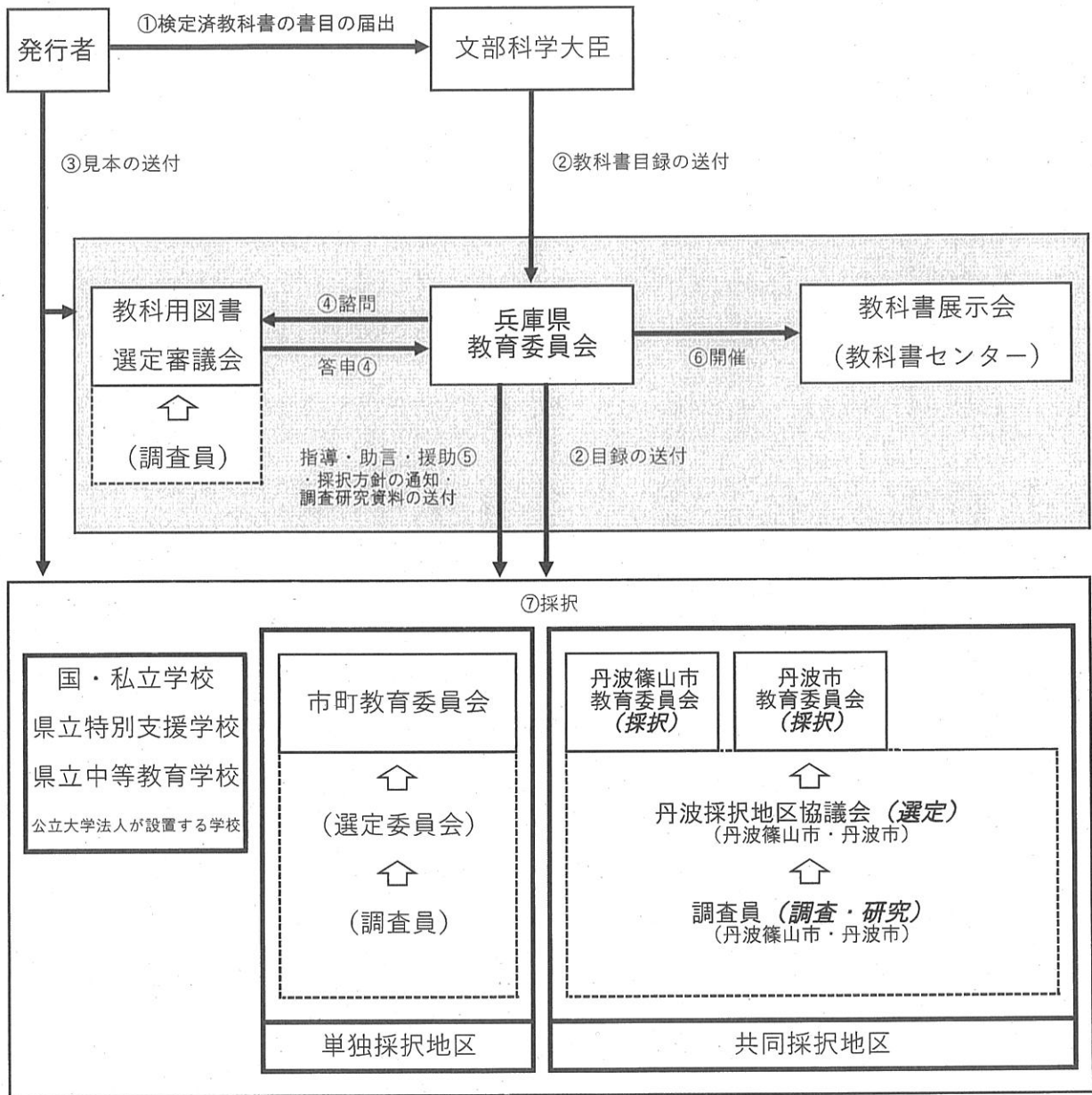
第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(篠山市立本郷図書館協議会規則の廃止)
- 2 篠山市立本郷図書館協議会規則（平成11年篠山市教育委員会規則第20号）は、廃止する。

丹波篠山市の義務教育諸学校で使用する教科書の採択の仕組み





6. 教科書採択の方法

1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や

2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置、高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校（公立大学法人が設置する学

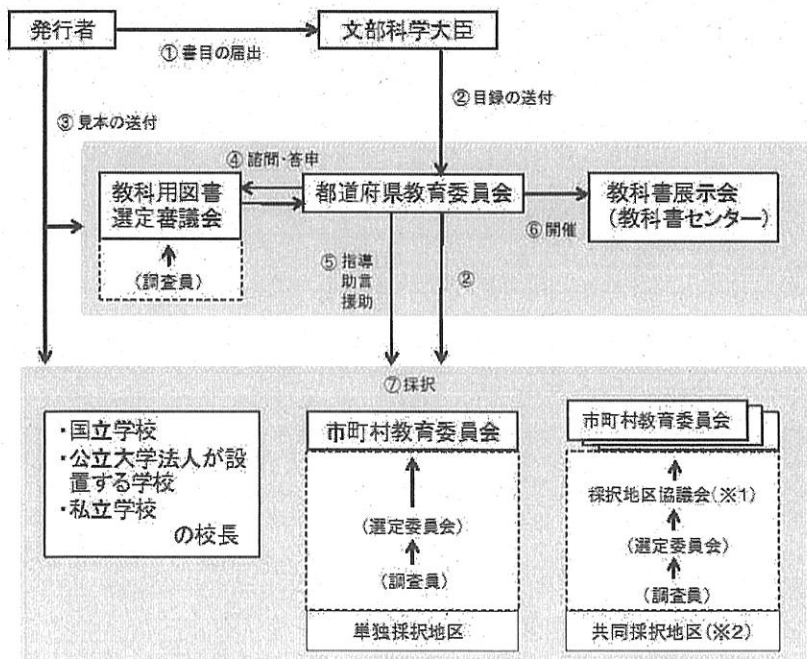
(1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（1.）。文部科学大臣を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（2.）。教科書は、この目録に登録されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、編修趣意書を、採択関係者に周知しています。（平成25年度までの編修趣意書に代えて、容と整合するよう更新されたものとなっています。）

(2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・公立大学法人が設

(3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書にこの指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者等がこの審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



※1 採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意に設けられるもの。

※2 共同採択地区は、2以上の市町村から構成される採択地区である。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています（教科書センター）等で行われています。なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、令和6年6月現在全国に963か所あります（表3参照）備も進められています。

(4)採択権者は、都道府県の選定資料を参考にすほか、独自に調査・研究した上で種目ごとに一種の教科書を採択します(7.)。
なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

3) 共同採択

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区」採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(共同採択地区)であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果採択地区は、その域内で一種の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、採択地区は、令和6年6月現在全国で581地区あり、1地区は平均して約3市町村で構成されています。

なお、共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに一種の教科書

4) 採択の時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされています。高等学校用教科

5) 開かれた採択

教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委
また、無償措置法及び無償措置法施行規則により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、1. 当該教科書の種類、2.
力義務が規定されています。また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録について、作成・公表の努力義務が規定されています。

主な根拠法令

- 採択の権限
地教行法第21条第6号
発行法第7条第1項
- 採択の方法等、採択の時期
地教行法第48条
無償措置法第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条
無償措置法施行令第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条
発行法第4条、第5条、第6条

義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第4期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

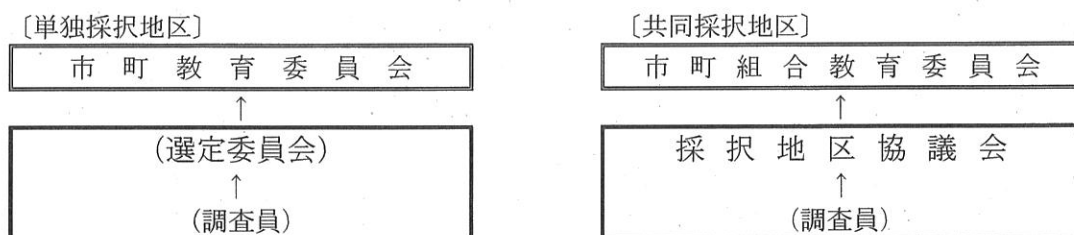
- (1) 小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程
令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (2) 特別支援学校及び特別支援学級
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。
 - ア 文部科学省著作教科書
令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
 - イ 一般図書
一般図書については、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和8年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。
- (3) ユニバーサルデザインに関する配慮について
教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

3 採択にあたっての体制

- (1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）
 - ア 単独採択地区
 - ① 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
 - ② 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
 - ③ 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

イ 共同採択地区

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



(2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

- ア 各学校において、選定委員会を設置すること。
- イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

(3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

- ア 前項に準ずる。
- イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。
- ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

(1) 規範等の遵守

- ア 採択関係者（採択に至るまでの一連の手續に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない））は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。
- イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

- ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の

意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、全ての採択関係者に周知徹底を図ること。

ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 令和6年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者に周知徹底すること。

6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。
- (4) 調査研究の実施にあたっては、学校における働き方改革を進める観点から、他の採択権者や採択地区等と共同して効果的・効率的に行うなどの工夫も考えられること。

採択地区

令和2年4月1日現在

番号	採択地区名	所 属 区 域
1	神 戸	神戸市
2	尼 崎	尼崎市
3	西 宮	西宮市
4	芦 屋	芦屋市
5	伊 丹	伊丹市
6	宝 塚	宝塚市
7	川 西	川西市 猪名川町
8	三 田	三田市
9	明 石	明石市
10	加 古 川	加古川市
11	高 砂	高砂市
12	稲 美	稲美町
13	播 磨	播磨町
14	北 播	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町
15	姫 路	姫路市
16	神 崎	神河町 市川町 福崎町
17	西 播	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 太子町 上郡町 佐用町
18	但 馬	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町
19	丹 波	丹波篠山市 丹波市
20	淡 路	洲本市 南あわじ市 淡路市

教科用図書丹波採択地区協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 教科用図書丹波採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、丹波篠山市及び丹波市（以下「関係市」という。）が設置する小学校、中学校及び特別支援学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(協議会を設ける市の教育委員会)

第2条 協議会は、次に掲げる関係市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）がこれを設ける。

- (1) 丹波篠山市教育委員会
- (2) 丹波市教育委員会

第2章 組織

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって充て、第5条第2項に規定する会長が属する関係市教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ指名する教育委員それぞれ1名
- (3) 関係市の学識経験者それぞれ1名
- (4) 関係市の保護者代表それぞれ1名
- (5) 関係市教育委員会に設置される学校教育指導担当課の課長
- (6) その他関係市教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、前条第1項第1号に規定する委員のいずれかをもって充てる。

3 副会長は、前項に規定する会長でない委員をもって充て、会長に事故があるときにその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会事務局において処理する。

2 監査は副会長が所属する教育委員会事務局において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び副会長を除く関係市教育委員会もしくは関係市に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第9条 教科用図書の選定は、第11条第4項の報告及び兵庫県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査員

第11条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査員は、小学校及び中学校の各種目につき若干名とする。
- 3 調査員は、関係市が設置する小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭または教諭のうちから、協議会が委嘱する。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

第5章 議事録及び資料の公表

第12条 協議会の会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第6章 経費の支弁の方法

第13条 協議会に要する費用は、次に掲げる負担割合に基づき算出した額について、関係市が負担する。

- (1) 各市の負担金の割合は、経費総額の2分の1を均等割とし、残りの2分の1は児童生徒数割とする。
- (2) 児童生徒数割は当該年度の5月1日現在の児童生徒数で算出する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎				◎				
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎			◎			
		採 択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎				◎
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

(設置)

第1条 教育委員会が結核対策の管理方針を検討するにあたり必要に応じて開催し、結核対策の専門的な役割を果たすため丹波篠山市結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校における結核検診の実施状況・結果を把握する。
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針を検討する。
- (3) 患者発生時に関係機関と協力し対策を検討する。
- (4) 地域と連携し、学校の結核管理方針を検討する。

(構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、原則として、健康福祉事務所長、結核の専門家、学校医、医師会代表、学校長の代表、養護教諭の代表、その他委員長が認めた者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から始まり、3月31日までの1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- (2) 委員長は会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務局は、丹波篠山市教育委員会教育総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

丹波篠山市学校評議員設置要綱

平成15年2月4日

教委告示第2号

改正 平成19年6月13日教委告示第15号

平成30年4月1日教委要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則（平成11年篠山市教委規則第8号）」第27条に基づき、丹波篠山市立学校、幼稚園に置く学校評議員（以下「評議員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校が家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくため、保護者や地域住民から幅広く意見を聞き、その協力を得て特色ある学校づくりを展開するとともに、学校運営の状況等を周知徹底するなど開かれた学校づくりを推進するため、丹波篠山市立学校、幼稚園に評議員を置くことができる。

(役割)

第3条 評議員は、校長・園長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長・園長の求めに応じ、一人一人がそれぞれの責任において次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 学校の教育目標や教育活動など特色ある学校づくりに関すること。
- (2) 家庭や地域社会と連携した学校教育活動に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成及び任期)

第4条 評議員は、当該学校の教職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者の中から、校長・園長が丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により推薦された者の中から、評議員を委嘱する。
- 3 評議員の人数は、1校に5人以内とする。
- 4 評議員の任期は、1年以内とし当該年度末をもって終了するものとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 校長・園長は、評議員が一堂に会して意見交換を行う機会（以下「会議」という）をもつものとする。

- 2 会議は校長・園長が招集し、主宰する。
- 3 会議の開催回数は、年間2回以上とする。

4 会議には、校長・園長の判断により、必要に応じて担当教職員を出席させることができる。

(謝金)

第6条 評議員には、予算の範囲内において謝金を支給することができる。

(守秘義務)

第7条 評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月13日教委告示第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波篠山市認定こども園評議員設置要綱

平成27年6月18日

教委要綱第13号

丹波篠山市立認定こども園における評議員の設置に関し必要な事項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第26条の規定に基づき、丹波篠山市学校評議員設置要綱（平成15年丹波篠山市教育委員会告示第2号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

○丹波篠山市脊椎動物化石保護条例

平成20年6月27日

条例第27号

改正 平成27年3月30日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然環境に恵まれた丹波篠山市において、学術的及び文化的価値を有する脊椎動物化石（以下「化石」という。）及び脊椎動物化石含有地（以下「含有地」という。）の保護を図り、もって将来の市民にこれを共有の財産として継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 区域 市内に分布する篠山層群区域をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者及び滞在者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、化石の保護を図るため、区域の状況に応じた適切な取組を定め、これを実施するものとする。

2 市は、化石の保護の必要性について、市民等の理解を深めるため必要な措置を講ずるとともに、化石の保護に関する取組に対して、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、前条の市が実施する取組に協力しなければならない。

2 市民等は、区域において化石を発見又は採取したときは、市に届け出るとともに、市及び丹波篠山市教育委員会、兵庫県又は兵庫県教育委員会（以下「関係行政機関」という。）に提供する等保護に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 含有地の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該地の利用に当たっては、化石の保護に協力しなければならない。

(財産権の尊重)

第6条 この条例の適用に当たっては、所有者等の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(所有者等への助言又は指導)

第7条 市長は、化石の保護のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、含有地の利用方法、その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(重点保護区域の指定)

第8条 市長は、化石及び含有地を保護するため、一定の区域を重点保護区域（以下「保護区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の保護区域を指定するときは、所有者等の同意を得るよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその保護区域を市広報紙、インターネット等を利用した方法により公表し、所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、保護区域の指定を存続させる必要がなくなつたと認めるときは、保護区域の指定を変更し、解除する。

（保護区域の禁止行為）

第9条 保護区域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 化石を採取又は土石を採取すること。

(2) 建築物、その他の工作物を新築・改築又は増築すること。

(3) 宅地の造成、土地の開墾又は土地の形質変更をすること。

2 保護区域における次に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

(1) 市長が必要と認める学術研究その他公益上の理由により許可した場合

(2) 非常災害のための必要な応急措置として行う行為

(3) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、化石に支障が及ぼす恐れのないもの

（是正措置）

第10条 市長は、前条の第1項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて原状回復を命じ、化石の保護のため、必要な措置を講ずることができる。

（保護区域の借り上げ希望の申出）

第11条 保護区域の所有者等は、市による当該土地の借り上げを希望するときは、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申し出があつた場合は、予算の範囲内において、一定の保護区域を借り上げることができる。

（監視等体制の整備）

第12条 市長は、化石及び含有地の保護に関する取組を適正に実施するために必要な監視及び指導體制等の整備を行うものとする。

（監視員）

第13条 市長は、化石及び含有地の保護のため、化石保護監視員（以下「監視員」という。）を委嘱することができる。

2 前項の監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（関係行政機関への協力要請）

第14条 市長は、関係行政機関に対し、化石及び含有地の保護に関する取組を適正に実施するため、必要な協力を要請することができる。

(市民等の活動の促進)

第15条 市長は、市民等又は市民等が組織する団体が自発的に行う化石の保護に関する活動について、必要な支援を行うことができる

(氏名等の公表)

第16条 市長は、第4条又は第9条第1項の規定に違反した者に対しては、その者の氏名等を公表することができる。

(脊椎動物化石保護・活用委員会)

第17条 市長の諮問機関として丹波篠山市脊椎動物化石保護・活用委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ脊椎動物化石の保護・活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について建議する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○丹波篠山市脊椎動物化石保護条例施行規則

平成23年6月6日

教委規則第5号

改正 平成27年4月16日教委規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、丹波篠山市脊椎動物化石保護条例（平成20年篠山市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会が必要と認める学術的研究等)

第2条 条例第9条第2項第1号の規定による教育委員会が必要と認める学術研究その他公益上の理由とは、市及び教育委員会、兵庫県又は兵庫県教育委員会が、化石について調査・研究を行う場合及び主催又は共催し、化石を教材として学習を行う場合とする。

(保護区域における行為の許可申請書)

第3条 条例第9条第2項第1号の規定による許可の申請は、保護区域内行為許可申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 教育委員会は、第1項の申請行為を必要と認めたときは、保護区域内行為許可書（様式第2号）を交付する。

(保護区域の借り上げ希望の申し出等)

第4条 条例第11条の規定による申出は、保護区域借り上げ希望申出書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図及び実測図（求積図を含む。）

(2) 公図の写し

(3) 登記簿の謄本

2 市は、一定の区域を借り上げる場合は、特別な事情がない限り、当該地等の諸条件を総合的に鑑定し、適正な価格で行うものとする。

(監視員の職務等)

第5条 条例第13条の規定による監視員は若干名とし、その任期は2年とする。ただし、再任させることができる。

2 監視員は、教育委員会の命を受け、禁止行為を行う者を発見したときは、当該行為の制止を命ずることができる。

3 監視員は、前項の規定により制止を命じたときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第16条の規定による公表は、その者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）並びにその処分の対象となった行為について、市広

報紙、インターネット等を利用した方法により行うものとする。

(委員会)

第7条 条例第17条に規定する丹波篠山市脊椎動物化石保護・活用委員会(以下「委員会」という。)は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、教育委員会が委嘱する。
- (2) 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年5月13日から適用する。

附 則（平成27年4月16日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市脊椎動物化石保護条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

○丹波篠山市視聴覚ライブラリー条例

平成11年4月1日

条例第89号

改正 平成15年12月12日条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波篠山市視聴覚ライブラリー	丹波篠山市西吹88番地1

(事業)

第3条 ライブラリーは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材、教材の購入及び管理並びに貸出しに関すること。
- (2) 視聴覚教育の調査及び研究に関すること。
- (3) 視聴覚教育の指導助言に関すること。
- (4) その他視聴覚教育の振興に関すること。

(職員)

第4条 ライブラリーに館長のほか、必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 ライブラリーの運営を適正かつ円滑にするため、ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員)

第6条 運営委員は、10人以内で構成する。

2 運営委員は、次に掲げるものの中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校の代表者 2人以内
- (2) 社会教育団体の代表者 4人以内
- (3) 知識経験者 4人以内

3 運営委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、運営委員会を代表し会議を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(諮問事項等)

第7条 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、意見を述べることができる。

2 教育委員会は、次の事項について運営委員会に諮問する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 機材、教材の充実計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、ライブラリーの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月12日条例第57号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

